

屋外広告物に関する質疑応答集

千 葉 市

■趣旨

屋外広告物及び屋外広告業についての規制に関し、市民や事業者から多く問い合わせがある内容を中心に、その取扱いについてQ&A形式で整理したものである。

■位置づけ

本質疑応答集は、千葉市屋外広告物条例施行規則（平成4年3月31日 規則第66号）第24条の規定に基づき、規則の実施に関し必要な事項として定めるもの。

— 目 次 —

【Q1】「広告物等」とは何か。-----	1
【Q2】「独立広告物（1表示面積が2平方メートルを超えるもの）」の広告物等相互 間距離の考え方は。-----	1
更新履歴-----	2

【Q 1】「広告物等」とは何か。

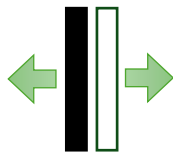
(A 1) 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件をいう。

【Q 2】「独立広告物（1表示面積が2平方メートルを超えるもの）」の広告物等相互間距離の考え方は。

(A 2) 次のとおりとする。

(1) 背面（表示面の裏側）が接するように設置する場合は、相互間距離を5メートル以上取らなくてもよいものとする。

(例1)



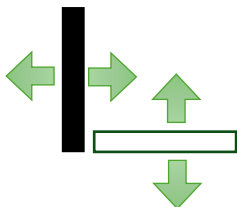
※矢印は広告物の表示面の方向を示す。

※既存広告物は黒で示す。

(2) 既存の独立広告物の表示面を正面に見た際に、新たに設置しようとする独立広告物の表示面が見えないように設置する場合には、相互間距離を5メートル以上取らなくてもよいものとする。ただし、既存の独立広告物の申請者若しくは管理者と協議し、調整がついたものに限る。

なお、許可の申請の際は、既存の独立広告物の申請者若しくは管理者から承諾を得たことを証する書類を添付しなければならない。

(例2)



※矢印は広告物の表示面の方向を示す。

※既存広告物は黒で示す。

上記(1)、(2)以外の設置方法の場合、広告物の表示面が乱立されることとなり、景観阻害要因となることから、相互間距離を5メートル以上取らなければならない。

更新履歴

更新番号		年月日	内容
	初版	令和6年12月13日	【Q1】、【Q2】

※Q&Aの追加時期がわかるように、更新時は、質問文の最後に更新番号を表示しています。

例) 【Q〇】「〇〇・・・・・・・・」とは何か。(1)